

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、ベンチャースピリッツと相互協調の精神を持った小集団組織が、それぞれで創意工夫とリーダーシップを発揮し、多方面の技術を習得・吸収・応用していきながら多様なニーズに対応できる企業集団形成を、創業当初から一貫して追求しております。こうした企業風土のもと、当社グループは「現場」「現物」「現実」主義の徹底で社員および社外各方面と緊密に連携し、多様な意見を吸収することで、経営の効率性、透明性及び公正性を確保し、環境変化にスピーディに対応する経営を目指しております。

このような考えから、当社グループでは少数精鋭の機動的な経営監督機関である取締役会のもと、事業に精通した執行役員がそれぞれの担当業務を執行して、業務執行会議で報告・審議しております。また、社内外より選任された監査役を設置し、公平・公正な経営監視のもと、グループ・部門毎の経営状態の迅速・正確な情報把握と意思決定を行っております。当社グループは、活動の核(コア)となる企業行動憲章・企業行動基準、法令・社内規程、当社グループに関する方々への責任と整合性をとりながら、企業を効率的に機能させ、ブランド価値の向上を可能にするのがコーポレート・ガバナンスであると考えております。そのため、社員1人ひとりへの経営理念、企業倫理の共有と遵法精神の徹底を図り、全社的なコンプライアンスマインドの向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社タネムラコーポレーション	2,095,144	14.12
株式会社シージー・エンタープライズ	2,060,356	13.88
種村 良平	1,693,480	11.41
種村 美那子	579,464	3.90
種村 良一	503,400	3.39
コア従業員持株会	457,100	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	310,500	2.09
神山 恵美子	303,100	2.04
田中 明美	302,900	2.04
種村 友美	302,300	2.03

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1) 取締役の定数

当社は、取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

(2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

(3) 自己の株式の取得

当社は、会社の資本政策の柔軟化を図る目的から、会社法第165条第2項の規程に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(4) 取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(5) 株主総会の決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の

3分の2以上をもって行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 **更新**

- ・ 現在当社の監査役会は5名で構成されており、うち社内の常勤監査役2名、社外監査役3名であります。各監査役は取締役会に出席するとともに、その他の経営に係る重要な会議への出席、部門監査の実施、重要書類の閲見及び取締役との定期協議により、会社の基本方針、経営計画、重要事項の決定、及び業務執行状況の監査機能を十分発揮できる体制を整えております。各監査役は、当社の事業・技術に精通した社内監査役と、コーポレート・ガバナンス、財務・会計、コンプライアンスの知見を有する社外監査役とで役割分担を行い、それぞれの専門的な見地から経営の監査を行うこととしております。
- ・ 当社は現在社外取締役を選任しておりません。社外取締役に期待される役割としては、外部的視点からの取締役の業務執行に対する監督機能等を想定しております。外部的な視点から、社外役員による経営のチェック機能は社外監査役がその役割を全うすることにより、十分に経営に対する監督機能を果たすことが可能であるため、現状の体制を採用しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数 更新	5名

監査役と会計監査人の連携状況

当社は、新日本有限責任監査法人との間で会社法および金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、会計監査人を設置しております。当社の監査役と会計監査人は、監査の効率化を目指し、まず年度初めに相互の間で明確な監査計画・監査体制の状況を確認しております。また、監査役と会計監査人は定期的に会合を開催し、監査結果や改善点などを話し合い、取締役会に監査役意見としてフィードバックしております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社監査役は、内部監査室と相互の連携を図っております。年度初めのミーティングにおいて、内部監査室から監査役に対して年度計画の説明と相互の計画についての意見交換を行います。また、内部監査室より実施した内部監査の状況と結果を監査役に報告するとともに、監査計画に基づく直近の監査予定部門の着目点等の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
澤 昭裕	その他								○	○
石田 潔	その他								○	○
名古屋 信夫	公認会計士								○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
澤 昭裕	<p>独立役員に指定しております。 平成19年4月18日付で責任限定契約を締結しております。</p> <p><略歴> 昭和56年4月 通商産業省入省 平成9年6月 通商産業省 工業技術院人事課長 平成15年7月 経済産業省資源エネルギー庁 資源燃料部政策課長 平成16年8月 東京大学 先端科学技術研究センター教授 平成18年6月 当社監査役(現任) 平成19年5月 日本経済団体連合会 21世紀政策研究所研究主幹(現職) 平成22年2月 三澤株式会社 代表取締役会長(現職)</p>	<p><選任理由> 組織マネジメント研究者としての知見を活かし、当社のコンプライアンス体制の構築・維持を図れるとの考えから、同氏を選任しております。</p> <p><独立役員指定理由> 株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p>
石田 潔	<p>独立役員に指定しております。 平成19年4月18日付で責任限定契約を締結しております。</p> <p><略歴> 平成5年7月 陸上自衛隊第6師団長(陸将) 平成7年7月 陸上自衛隊富士学校長 平成10年9月 住友商事株式会社顧問 平成18年6月 当社監査役(現任)</p>	<p><選任理由> 主に自衛官の経験に基づく見地で、監査機能の充実を図れるとの考えから、同氏を選任しております。</p> <p><独立役員指定理由> 株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p>
名古屋 信夫	<p>独立役員に指定しております。 平成21年6月25日付で責任限定契約を締結しております。</p> <p><略歴> 昭和45年8月 公認会計士登録 昭和46年6月 税理士登録 平成元年2月 中央新光監査法人 (みずす監査法人)代表社員 平成18年10月 名古屋公認会計士事務所所長 平成19年4月 日本公認会計士協会 業務本部主任研究員(現職) 平成20年4月 慶應義塾大学大学院商学研究科 特別招聘教授(現職) 平成21年6月 当社監査役(現任)</p>	<p><選任理由> 現職の立場から企業経営にも精通し、また会計分野における専門的視点で監査機能の充実を図れるとの考えから、同氏を選任しております。</p> <p><独立役員指定理由> 株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p>

その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

各社外監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び業務執行会議への出席や業務執行状況並びに経営状況の調査等を行い、必要に応じて会計監査人及び内部監査室から報告を受けております。直前事業年度における取締役会は16回開催され、社外監査役の出席率は92%であります。また、内部統制システム等のコーポレート・ガバナンスに関する経営課題に対し、社外の立場からの助言を頂いております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、平成18年12月1日付で新株予約権1,824個(新株予約権1個につき当社普通株式100株、1株につき918円)を発行しております。そのうち、取締役6名に対し合計145個を付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、現在までに取締役、監査役を含めた幹部社員を対象に2回発行しました。平成18年12月1日付の発行(2回目)では、将来の中核人材の成長を促進するため、一般社員にも対象者を拡大して付与しました。

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

直前事業年度における役員報酬の内容は、次のとおりです。
取締役の年間報酬総額 170,907千円 (社内取締役のみ)
監査役の年間報酬総額 21,444千円 (うち社外監査役 7,200千円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社において、社外監査役が取締役の業務執行状況、会議の議案・議事録ほかの情報収集と精査に費やす時間は、約週1日程度であります。また、定例の取締役会が毎月第3月曜日に開催される予定であり、これを踏まえて年間の監査スケジュールを確保しております。社外監査役への情報伝達の仕組みとしては、月例にて開催される代表取締役・監査役ミーティングによる情報交換に加えて、郵便・電子メール・電話などを活用し、経営管理部門・経理部門・監査部門からタイムリーな情報提供を受けております。なお、取締役会での審議案件につきましては、社内の取締役・監査役と同様に、社外監査役に対しても、開催日1週間前までを原則に、関連資料の事前配布を行い、情報伝達の公平性を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

(1) 現状のガバナンス体制の概要および選択理由

当社は、社外監査役を含む監査役機能の充実により経営の健全性の維持・強化を図る一方、当社グループの事業に精通した取締役が各役割(CEO:最高経営責任者、COO:最高執行責任者、CFO:最高財務責任者、CIO:最高情報責任者)を遂行し、緊密な意思疎通と迅速・合理的な経営判断を念頭に取締役会を運営することで、経営効率の向上を図っております。

また、当社では執行役員制を導入しており、経営監督機構を取締役会、経営執行機関を執行役員がそれぞれ担当することで、監督と執行の分離を図っております。経営執行に関しては、当社の経営範囲をそれぞれ掌管する執行役員がこれを担当しております。取締役会は、当社グループの経営方針及び経営戦略を決定し、執行役員は取締役会からの選任を受け、決定された経営方針等に基づき割当てられた担当業務を執行するとともに、執行役員全員により業務執行会議を構成しております。

経営の監視機能としては、社外監査役を併せた監査役(会)による取締役(会)・執行役員の監視、社長直轄の内部監査室による各部門の業務執行状況の監査並びに経営機能毎のリスクアセスメント、及び監査法人との監査契約による外部監査からなる監査体制をとっております。さらに、業務執行の公正性・透明性を担保する内部牽制機能を確立するため、社内規定等において組織・業務分掌範囲、職務の権限と責任、及び決裁基準等を明確化し、業務執行プロセス毎の適切なルールを定めております。監査役は、業務執行会議、取締役会において各員の月々の業務執行状況や業績報告を確認し、併せて監査役独自に調査した業務執行状況と総合的に分析・検討することで、監視の充実を図っております。また監査役自らが直接実施する監査に加え、内部監査室並びに監査法人からの報告書をもとに、当社グループの経営状況を適宜把握することで、コーポレート・ガバナンス機能の充実に努めております。

当社は、以上のような体制により、公正で効率的企業経営を行えるものと考えております。

(2) 監査機能

監査役監査としては、「監査役監査規程」で監査役の職務を執行するための行動基準を定め、これに基づく監査役の監査計画書・重点推進事項とともに法定監査事項・決算監査事項をあわせ、年度初の経営幹部の年度計画発表会で通知しております。平成21年度は内部統制システムの整備・運用状況、および評価結果の報告に基づき監査役としての評価を行うことで、「財務報告に係る内部統制の経営者の評価と公認会計士等による監査」への対応を図っております。

内部監査機能としては、当社の内部監査室が内部統制基準に沿った各部門の業務執行状況の確認を基本に、年度単位に監査計画を立て、関係会社も含めたグループ経営執行状況の網羅的な監査を実施しております。直前事業年度においては、被監査部門に対して年一回の監査実施を原則に業務監査を実施するほか、情報セキュリティ分野などのリスクマネジメント監査を実施しております。

(3) 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と会社法および金融商品取引法に基づく監査契約により同法人を会計監査人に専任し、平成21年3月期の監査を受けております。当社は、会計監査人が独立の第三者として公正不偏な立場で監査できるよう環境を整備しております。

平成21年3月期における会計監査で、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、

次の通りです。

a 業務を施行した公認会計士の氏名および所属する会計監査人名

長坂 隆(新日本有限責任監査法人)

中村 和臣(新日本有限責任監査法人)

b 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 7名

(注)その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

c 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 38百万円

(注)上記の合計額は、公認会計士法第2条第1項に規定される監査証明業務の対価であります。

(4) 社外取締役

【「取締役関係」現状の体制を採用している理由】により、社外取締役を設置しておりません。

(5) 監査役の機能強化に関わる取組み状況

前記(1)～(3)および「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」に記載のとおりです。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成21年6月25日(木曜日) 午前10時
電磁的方法による議決権の行使	当社が株式事務代行契約を締結している中央三井信託銀行株式会社の運営するインターネット議決権行使ウェブサイトにより、電子投票制度で議決権を行使することができるようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、第2四半期決算および期末決算の開示日より1週間以内にアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。説明は代表取締役会長兼CEOと代表取締役社長兼COOの両名が行うとともに、質疑応答も基本的に両名が対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報に関する当社URL: http://www.core.co.jp/ir/index.html 【開示資料】 ・決算短信および決算説明会資料、補足資料 ・適時開示および任意開示資料 ・有価証券報告書および四半期報告書 ・株主通信 ・招集通知および決議通知	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重を規程するものとして、当社ホームページにおいて、当社の企業理念、企業指針等を示した「企業行動憲章」と当社社員の行動を規定した「企業行動基準」を開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を重視する観点から、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社の情報提供のあり方を規定するとともに、当社ホームページ上において、これを開示しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、迅速・有効・効率的な業務執行、信頼性ある財務報告、企業倫理とコンプライアンス経営の推進を図るため、内部統制・リスク管理体制を整備・運用しております。直近の状況は、次のとおりであります。

2. 取締役・執行役員等の業務執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役・執行役員等の業務執行に関する情報を含め、社内規程および各管理マニュアルに基づき、法令・定款に則った情報・文書の保存・管理を行っております。情報・文書の管理にあたっては、当社で定めた情報セキュリティポリシーに則ってこれを重要度別に分類し、必要な管理を実施しております。情報・文書の管理の運用にあたっては、必要に応じて運用状況を検証するほか、関連規定・マニュアル等を見直しております。

また、情報セキュリティ委員会および各部門に情報セキュリティ担当者を設置するとともに、定期的に委員会を開催しております。同委員会では、情報・文書の管理状況の報告をもとに改善策等を協議・検討し、取締役会に速やかに報告する体制をとっております。これら管理体制に対しては、監査役が取締役・執行役員等の業務執行状況を監査するほか、内部監査室による各部門への定期的な監査を実施し、経営執行状況の把握と必要な改善措置を講じております。

3. リスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、経営状況の把握と営業・技術・管理等に関するリスク認識・対策検討の専管組織として、社長が議長となる「業務執行会議」を設置し、全ての部門責任者(取締役・執行役員および社内外監査役)が出席のもと、月例で開催しております。社長直轄で取締役会・業務執行会議と連携する組織としては、「倫理委員会(企業倫理・コンプライアンス)」「情報セキュリティ委員会(情報管理)」を常設し、各分野の状況把握と改善策・リスク予防策・啓蒙徹底等の施策の実施、必要に応じた監査を行っております。さらに平成21年4月1日付でリスクマネジメントの専任組織となる「リスク管理部」を設置し、プロジェクト品質、情報セキュリティ、および環境分野を中心とした統合的なリスクマネジメントを推進しております。

当社はカンパニー制を執っており、日常の業務執行においては、各カンパニーに業務担当を配置し、カンパニー業務執行のサポートおよび日常業務処理におけるリスク確認・牽制を実施しております。また、各カンパニーにおいては、業務上のリスクに応じた以下の対策にも取り組んでおります。

- ・お客様に提供するソフトウェア・サービス品質の維持・向上を目指し、業務プロジェクトの遂行および成果物の品質に関するマネジメントシステムを構築しております。また、必要に応じて外部機関の認証取得に取り組んでおります。
- ・情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、必要に応じて外部機関の認証も取得することで、社内外ともに有効な情報管理に取り組んでおります。
- ・社員各人がコンプライアンスを保持する仕組みとして、当社の考え方や倫理観・行動規範・リスク意識・ステークホルダー対策等について、計画的に教育啓蒙を実施しております。
- ・環境保護の一環として環境マネジメントシステムを構築し、社内外への有害物質の流出入の排除・管理とクリーンな作業場・オフィス環境作りに取り組んでおります。

4. 取締役・執行役員等の業務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、将来の事業環境を見据えた上で経営方針を定め、これを機軸に新年度の中期経営計画と年度計画を策定しております。各部門においては、本計画に沿い、経営目標の達成と重点事項の推進に向けて活動しております。

業務執行については、月例の業務執行会議を開催し、全取締役・監査役同席のもとで執行役員等の業務執行状況の監督等を行っております。業務執行会議では、経営目標が当初の予定とおりに進捗しているか、各執行役員等の業績・進捗状況等について、報告を通じて定期的に検証するほか、当社としての経営課題解決の議論を行っております。これを踏まえ、月例の取締役会で重要事項の審議・決定を行っております。

経営監督については、取締役会規程で定める事項および付議事項を全て取締役会に付議し、その際に十分な経営判断が行えるよう、全役員に原則的に開催1週間前に議題・資料を配布しております。

5. 取締役・従業員の業務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業グループとしての倫理観・理念・指針とともに、各ステークホルダー間の法令・定款・社内規程遵守のあり方を定めた「企業行動憲章」「企業行動基準」を制定しております。また、専管組織として倫理委員会を組織し、企業行動憲章、企業行動基準、その他関連諸規則の教育啓蒙と遵守状況の確認を行っております。法令・定款に違反する事態が発生した場合は、倫理委員会が状況把握と対応策を検討し、委員長から全役員に報告する体制をとっております。活動に際しては、倫理委員会を中心にコンプライアンス・オフィサーを事業所毎に配置し、コンプライアンスの年度計画を立てて実施しております。コンプライアンス・オフィサーは、計画に基づく勉強会、研修会、テスト、アンケート等を事業所毎に実施し、倫理委員会はこれを統括して全社状況の把握、コンプライアンス・マニュアル等の継続的な改善、諸問題の対策を検討し、取締役会に定期的に報告しております。

日常の業務執行においては、全役員・社員が定められた職務権限規程・業務分掌規程・稟議決裁基準に基づいた処理を実施するとともに、内部監査室が法令・定款・社内規程・各管理マニュアル等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制をとっております。

また、社員の声を経営層が直接汲み取り、法令・定款違反その他諸問題の早期解決に取り組めるよう、秘匿性を確保した質問・相談受付票によるホットライン制度を設置しております。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、連結子会社の経営に自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行っております。連結子会社各社では、月例の取締役会を開催(在外子会社は四半期毎に開催)するとともに、当社・連結子会社社長で月例の「連結会社社長会」を開催し、グループ事業活動に関する議論や意見交換を行っております。業務の運営においては、当社と当社グループ会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社の監査部門、経理部門、関係会社管理部門が連携し、十分な情報交換と対策の検討を行っております。

また、当社は当社グループ各社においてもコンプライアンス・オフィサーを置き、倫理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制をとっております。コンプライアンス・マニュアルにおいても、グループ共通で策定・運用し、質問・相談受付票によるホットライン制度の適用範囲もグループ全体としております。

7. 監査役等の職務の補助に関する体制

現在、監査役等の職務を補助すべき専任部門・スタッフは置いておりませんが、必要に応じ、監査役等の職務を補助するためのスタッフを置く体制をとっております。監査役等の職務を補助するスタッフの任命・異動については、監査役全員の同意のもと、取締役と意見を交換した上で決定しております。なお、監査役スタッフを置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行できる体制を確保し、その評価については監査役の意見を聴取することとしております。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

代表取締役、業務執行を担当する取締役・執行役員および従業員は、監査役(会)の定めるところに従い、以下のとおり監査役(会)への定期的な報告および情報提供を行っております。

- ・取締役会、業務執行会議
- ・業務上の重要案件、実績並びに業績見込など
- ・各種委員会、部門等
- ・内部統制システムの整備および運用状況、重要開示書類等の発表内容、重要な会計方針・基準とその変更、監査報告など
- ・適宜の報告、閲覧
- ・社内稟議書、その他取締役・執行役員等の決裁処理内容など

また、代表取締役、業務執行を担当する取締役・執行役員は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務執行状況の報告を行うほか、監査役が当社の業務および財産を調査する場合は、的確かつ速やかに対応することとしております。平成18年4月より、当社代表取締役は経営の透明性と監視機能を一層高めるため、取締役会等での報告に加え、監査役に対し自らの把握・分析した情報の報告、意見交換等を行う「代表取締役・監査ミーティング」を月例を原則に開催しております。

監査役は、監査の実施にあたり、監査役独自に収集した業務執行状況の報告等を踏まえつつ、内部監査室、会計監査人と相互連携しております。また、必要と認めるときは自らの判断で公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部のアドバイザーを活用しております。

9. 内部統制システムの運用

平成21年3月期の財務報告より、「財務報告に係る内部統制の経営者評価と公認会計士等による監査」への対応と「業務の有効性および効率性」の実現を目指し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、および評価を進めてまいりました。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況】

当社は「企業行動憲章と企業行動基準」を制定し、行動規範として次のとおりに定めています。

- (1) 反社会的勢力排除に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本姿勢に、断固たる対応をすることとする
- (2) 何らかの事態が発生した場合は、直ちに警察と連絡をとり、適切な指導を受けることとする
- (3) 事態発生時には個人で対応することなく総務部長に直ちに連絡し、総務部長が窓口となって警察ほか社内外の関係先と連携をとることとする

同行動規範は小冊子にまとめ、全社員に配布しております。また、定期的読み合わせをするなど、基本原則の浸透を図っております。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考: 模式図】

